

論壇

副業・兼業の所得計算  
必要経費の視点から



中村 琢也  
【玉川】

1、はじめに

副業収入等についての所得区分に関する通達の改正案について、パブリックコメントが実施された後、改正通達が令和4年10月7日に発表された。寄せられた意見の多さから、反響がいかに大きかったかがわかる。副業・兼業が原則自由の社会において、副業・兼業をするサラリーマンが増加すれば、給与所得と事業所得又は雑所得の組み合わせの所得税の確定申告も増加する。筆者は、今回の通達改正について、申告の負

2、問題の所在

小規模の事業又は業務に係る必要経費の計算をする場合、その範囲や金額をどこまで算入すべきかの判断は、小規模になるほど困難さが増して判断の差が大きくなる可能性がある。反復継続の頻度が少ない収入を得るための支出の場合、家事費又は家事関連費との区分をどう捉えるかにかかっている。販売費及び一般管理費などの間接対応・期間対応の費用の範囲は、認識の仕方によって控除額が大きく異なることになると思われるからである。一方、少額の収入であるから、労力をかけて必要経費の可否判断や必要経費の証明をしたところで、納税額への影響は小さく、労多くして益少ないであることは容易に想像がつく。

は、徴税コストなどの観点から賛成の立場である。所得区分や雑所得の範囲を明確にしたことにより、青色申告の特典を受けることや損益通算ができる所得をある程度限定することになった。しかし、もう一方の所得計算の重要な要素である必要経費の可否判断の検討も必要ではないだろうか。本稿では、副業・兼業という反復継続の頻度や収入金額の少ない従たる収入に対する必要経費の問題点を考えることとしたい。

3、必要経費の通則と別段の定め及び通達

はじめに法令通達における必要経費の取扱いを、簡単に整理することとする。(1)通則 事業所得と雑所得で、必要経費の原則的な取扱いに差異はない。事業所得又は雑所得の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする(所得税法37条1項、とされている)。

別段の定めにおいては、家事関連費の取扱いに差異がある。家事上の経費及びこれに関連する経費(家事関連費)で政令で定めるものは、事業所得又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない(所得税法45条1項1号)としている。必要経費とされない家事関連費として政令で定める経費(同法施行令96条)は、次の①及び②の経費以外の経費であるとして、①家事上の経費に関連する経費のうちの必要経費である雑所得を生ずべき業務の遂行に必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費、②青色申告をする事業所得者に限り家事上の経費に制限する経費のうち、取引の記録等に基づいて、事業所得を生ずべき業務の遂行に直接必要であったことが明らかにされる部分の金額に相当する経費として認められる。つまり、上記②の経費は、青色申告をする事業所得に限って必要経費に算入できることになっている。(2)通達による緩和 通達では上記②の家事関連費の取扱いを緩和している。まず、上記②の傍線部分である「主たる部分」又は「業務の遂行に直接必要であったことが明らかにされる部分」について、業務の内容、経費の内容、家族及び使用人の構成、店舗併用の家屋その他の資産の利用状況等を総合勘案して判定する(所得税基本通達45-1)とする。次に「主たる部分」とは50%を超えるか否かで判定するとしながらも「当該必要部分の金額が50%以下であっても、その必要である部分を明らかに区分することができる場合には、当該必要である部

正な申告が、相対的に不利になるという結果にもなりかねない。

4、必要経費の実務

上記の通り、法令通達上、家事費は必要経費に全額算入できないが、家事関連費は必要経費の一部算入が認められている。しかし、家事関連費の一部を必要経費に算入することは非常に困難とされ、裁判例や裁決例において、ある支出を家事関連費として認定したうえで一部損金算入を認めたとする事例はほとんどないと思われる。家事費及び家事関連費について、争いとなった事例は多いが、税理士・課税庁の間で見解の相違は大きいままで、一定の共通認識が醸成されていないとは思えない。個人は、法人と違い、個人的な生活(消費活動)と収入を稼得するための生活(事業活動)に区分しなればならず、この規定が必要不可欠であることは概念的には理解できる。しかし、具体的な所得計算において、下記の疑問が生ずる。

白色申告の事業所得や雑所得の家事関連費について、①所得区分が明確にできるものなのであるか。②消費活動と事業活動の両方について明確にしなければならぬか。③消費活動のみしているならば発生しないと考えられる支出は、すべて事業活動のための支出であると言えるか。実務上は、家事関連費も何らかの折り合いをつけて必要経費に算入していると思われる。その際には、前掲通達45-1の「業務の内容、経費の内容、家族及び使用人の構成、店舗併用の家屋その他の資産の利用状況等を総合勘案して」ということになるのであるが、具体的な所得計算の基準として、確定申告は短期間で申告書を作成し提出しなければならぬのであるから、納税者や税理士は必要経費の判断にかける時間的余裕はないのである。

分に相当する金額を必要経費に算入して差し支えない(所得税基本通達45-2)としている。結局、

6、概算経費控除

上記の問題点を解決する方法として、副業・兼業について一定の概算経費控除を選択できることにしようだろうか。広い意味での概算経費控除として、前述した給与所得控除と消費税の簡易課税制度におけるみなし仕入率による仕入税額控除が参考となる。これら2つに共通するのは、給与を支払う会社と従業員、大法人と中小法人という対比において1つの申告としては少額だが申告件数が多い場合の控除計算に採用されていることである。消費税の簡易課税制度は、中小企業の特例として、事業の業種区分に

応じて現在6種類のみな仕入率による仕入税額控除の計算をしているが、所得計算上の必要経費の概算控除と類似している。所得計算上の概算経費においても、業種区分による控除率を設定することが可能であろう。或いは、副業・兼業の所得区分として給与所得の選択を可能にするのが考えられる。主たる給与と同様に給与所得控除という概算経費の計上を選択できるもので申告はとも簡便になる。サラリーマンの副業・兼業で役員提供に該当する場合は、合理的な選択肢となり得る。

白色申告の事業所得や雑所得の家事関連費についても、青色申告と同等の取扱いとなっている。

7、おわりに

以上、必要経費の視点から副業・兼業の所得計算について考えてみた。少額でも大量の申告が考えられる場合、できるだけ簡易に計算できる仕組みにすることによって、恣意性を排除し、見えない労力の負担も減らすことができる。年末調整や所得税の確定申告は、国民全員が関わる可能性がある。1つは業務の継続反復の頻度や継続期間の違いによる業務関連性の認識である。副業・兼業の業務の頻度は、月に1回とか、年に数回しかない場合もあり得るが、反復継続が常態である事業所得の必要経費と同じと捉えるか違うと捉えるかによって、間接対応、期間対応といわれる必要経費の計上額は大きく異なってしまうことになる。2つ目は、主たる給与の給与所得控除との関係である。一般的な説明として、給与所得控除は、①給与所得の必要経費の概算控除、②控除力の調整措置、③事業所得など比べた場合の給与所得の捕捉率の調整、④源泉徴収時期と確定申告の納税時期とのずれによる金利の調整であって、主要な部分は①必要経費の概算控除であると考えられている。給与収入と副業・兼業の収入を得るための共通の支出である場合、主たる給与の必要経費に該当する部分を除いて副業・兼業の必要経費となる部分を認識すると考えたとき、給与所得控除が必要経費の概算控除になっているとすれば、副業・兼業の実額控除部分の計算は不可能となってしまうのである。

性があるから、個人や年末調整する会社の負担を極力減らすための簡素化はとても重要であると考える。しかし、最近の年末調整や所得税確定申告において、年々提出物は増加し、記載内容も複雑化している。反対に向かつてはいないだろうか。